

## 社会福祉法人丹穂会 役員等報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人丹穂会（以下「当法人」という）定款第 8 条および第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第 2 条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第 3 条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり現金により本人に費用を弁償する。ただし、法人職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

磐田市内	5,000円
その他	5,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

磐田市内	5,000円
その他	5,000円

(改 廃)

第 4 条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年 6 月 15 日から施行する。